

令和5年8月31日提出

一宮市議会定例会議案

単 行

目 次

令和5年9月一宮市議会定例会議案(単行)

議案第61号	一宮市保健所等設置条例等の一部改正について	1頁
議案第62号	一宮市営墓地条例の一部改正について	5頁
議案第63号	一宮市営地下駐車場の駐車料金の徴収に関する条例及び一宮市尾張一宮駅前ビルの設置及び管理に関する条例の一部改正について	7頁
議案第64号	一宮市火災予防条例の一部改正について	10頁
議案第65号	市道J920号線橋梁新設(上部)工事の請負契約の締結について	16頁
議案第66号	水槽付消防ポンプ自動車の売買契約の締結について	17頁
議案第67号	電子黒板の売買契約の締結について	18頁
議案第68号	インターホンシステムの売買契約の締結について	19頁
議案第69号	IP対応デジタルコードレスシステム用基地局及びIP-BS用ローカル給電アダプタの売買契約の締結について	20頁
議案第70号	インターホンシステムの売買契約の締結について	21頁
議案第71号	市道路線の認定について	22頁
認定第1号	令和4年度愛知県一宮市水道事業会計決算の認定について	32頁
認定第2号	令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計決算の認定について	33頁
認定第3号	令和4年度愛知県一宮市病院事業会計決算の認定について	34頁
報告第14号	専決処分の報告について	35頁
報告第15号	令和4年度愛知県一宮市水道事業会計継続費の精算報告について	37頁
報告第16号	令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費の精算報告について	39頁
報告第17号	令和4年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について	41頁
報告第18号	令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について	42頁
報告第19号	令和4年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率の報告について	43頁
報告第20号	いちのみや未来エネルギー株式会社の経営状況の報告について	44頁

一宮市保健所等設置条例等の一部改正について

一宮市保健所等設置条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年8月31日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

旅館業法(昭和23年法律第138号)及び公衆浴場法(昭和23年法律第139号)の一部改正に伴い、条文の整理等を行うため、本案を提出する。

一宮市保健所等設置条例等の一部を改正する条例

(一宮市保健所等設置条例の一部改正)

第1条 一宮市保健所等設置条例(令和2年一宮市条例第42号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
別表第2(第5条関係) 【別記 参照】 備考 略	別表第2(第5条関係) 【別記 参照】 備考 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

	手数料に係る事務	手数料名	区分	単位	金額(円)	備考
略						
42	旅館業法第3条の2第1項又は第3条の3第1項 の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	略				
略						

改正案

	手数料に係る事務	手数料名	区分	単位	金額(円)	備考
略						
42	旅館業法第3条の2第1項、 <u>第3条の3第1項又は第3条の4第1項</u> の規定に基づく旅館業の許可を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	略				
略						

(一宮市旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 一宮市旅館業法施行条例(令和2年一宮市条例第39号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(清純な施設環境を保持すべき施設) 第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項)において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める施設は、次に掲げる施設とす	(清純な施設環境を保持すべき施設) 第2条 法第3条第3項第3号(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項)において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める施設は、次に掲げる施設とす

<p>る。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(営業許可等を与える場合に意見を求める者)</p> <p>第3条 法第3条第4項(法第3条の2第2項及び第3条の3第3項)において準用する場合を含む。)の規定による市長が意見を求めなければならない者は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(宿泊を拒むことのできる事由)</p> <p>第5条 法第5条第3号の規定による営業者が宿泊を拒むことのできる事由は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>る。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>(営業許可等を与える場合に意見を求める者)</p> <p>第3条 法第3条第4項(法第3条の2第2項、第3条の3第2項及び第3条の4第3項において準用する場合を含む。)の規定による市長が意見を求めなければならない者は、次の各号に掲げる施設の区分に従い、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(宿泊を拒むことのできる事由)</p> <p>第5条 法第5条第4号の規定による営業者が宿泊を拒むことのできる事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市公衆浴場法施行条例の一部改正)

第3条 一宮市公衆浴場法施行条例(令和2年一宮市条例第40号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(設置の場所の配置の基準)</p> <p>第3条 普通公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、既設の普通公衆浴場との距離が220メートル以上保たれていることとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 普通公衆浴場の譲渡しがあつた場合において、譲受人が、引き続き同一の場所で経営しようとするもの</u></p> <p>(3) <u>前2号に定めるもののほか、土地の状況、人口の密度その他の特別の事情により、市長が公衆衛生上必要があると認めるもの</u></p>	<p>(設置の場所の配置の基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>前号</u> に定めるもののほか、土地の状況、人口の密度その他の特別の事情により、市長が公衆衛生上必要があると認めるもの</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第2項に規定する浴場の譲渡があった場合における当該浴場業を譲り受けた者に対する同法第2条第1項の許可に係る公衆浴場の設置の場所の配置の基準については、第3条の規定による改正後の一宮市公衆浴場法施行条例第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一宮市営墓地条例の一部改正について

一宮市営墓地条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年8月31日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

墓地に係る社会的な需要の変化に合わせた運用をすることを目的に、市営墓地の使用場所の要件を緩和するため、本案を提出する。

一宮市営墓地条例の一部を改正する条例

一宮市営墓地条例(昭和34年一宮市条例第8号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(墓地使用場所の制限) 第7条 墓地の使用は、1戸につき1箇所とする。 <u>ただし、現に墓地使用者である者に対しては、新しく墓地の使用を認めない。</u>	(墓地使用場所の制限) 第7条 墓地の使用は、1戸につき1箇所とする。_____

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

議案第63号

一宮市営地下駐車場の駐車料金の徴収に関する条例及び一宮市尾張一宮駅前ビルの設置及び管理に関する条例の一部改正について

一宮市営地下駐車場の駐車料金の徴収に関する条例及び一宮市尾張一宮駅前ビルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年8月31日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

一宮市尾張一宮駅前ビルの駐車場について、入場から20分以内に自動車を出場させた場合の駐車料金を新たに徴収することとし、併せて一宮駅東地下駐車場及び一宮市銀座通公共駐車場について、入場から20分以内に自動車を出場させた場合の駐車料金を無料とし、並びに条文の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市営地下駐車場の駐車料金の徴収に関する条例及び一宮市尾張一宮駅前ビルの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(一宮市営地下駐車場の駐車料金の徴収に関する条例の一部改正)

第1条 一宮市営地下駐車場の駐車料金の徴収に関する条例(平成11年一宮市条例第10号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(料金の額) 第4条 料金の額は、別表第1のとおりとする。	(料金の額) 第4条 市長は、利用者から、別表第1に掲げる額の料金を徴収する。 2 前項の規定にかかわらず、利用者が入場から20分以内に自動車を出場させた場合の料金は、無料とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(一宮市尾張一宮駅前ビルの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 一宮市尾張一宮駅前ビルの設置及び管理に関する条例(平成24年一宮市条例第26号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(利用料金等) 第11条 略 2・3 略 4 駐車場を使用した者は、駐車時間(自動車を駐車場に入場させてから出場させるまでの時間をいう。)30分(30分に満たない時間は、30分とみなす。)までごとにつき1台100円の <u>駐車料</u> を納付しなければならない。ただし、入場から20分以内に出場させた場合にあつては、この限りでない。 5 <u>駐車料</u> は、自動車を駐車場から出場させる際に納付しなければならない。 6 指定管理者は、前2項の規定にかかわらず、市以外のものが発行する駐車券で市長が適当と認めるもの(以下「指定駐車券」という。)により駐車場を使用させ、当該使用に係る <u>駐車料</u> の額を規則で定める方法により算定し、これを当該指定駐車券を発行するものから後納で徴収することができる。 7 利用料金及び割増利用料金並びに <u>駐車料</u>	(利用料金等) 第11条 略 2・3 略 4 駐車場を使用した者は、駐車時間(自動車を駐車場に入場させてから出場させるまでの時間をいう。)30分(30分に満たない時間は、30分とみなす。)までごとにつき1台100円の <u>駐車料金</u> を納付しなければならない。 5 <u>駐車料金</u> は、自動車を駐車場から出場させる際に納付しなければならない。 6 指定管理者は、前2項の規定にかかわらず、市以外のものが発行する駐車券で市長が適当と認めるもの(以下「指定駐車券」という。)により駐車場を使用させ、当該使用に係る <u>駐車料金</u> の額を規則で定める方法により算定し、これを当該指定駐車券を発行するものから後納で徴収することができる。 7 利用料金及び割増利用料金並びに <u>駐車料</u>

<p>__ (以下「利用料金等」という。)の上限額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額が含まれるものとする。</p> <p>8・9 略</p>	<p>金(以下「利用料金等」という。)の上限額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の額が含まれるものとする。</p> <p>8・9 略</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の一宮市営地下駐車場の駐車料金の徴収に関する条例第4条の規定は、令和6年4月1日午前7時以後の出場に係る駐車料金について適用し、同時刻前の出場に係る駐車料金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の一宮市尾張一宮駅前ビルの設置及び管理に関する条例第11条の規定は、令和6年4月1日午前0時以後の出場に係る駐車料金について適用し、同時刻前の出場に係る駐車料については、なお従前の例による。

一宮市火災予防条例の一部改正について

一宮市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年8月31日提出

一宮市長 中 野 正 康

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)の一部改正に伴い、規制の対象となる蓄電池設備の区分等の変更等をし、固体燃料を用いた火気設備に係る離隔距離の要件を変更し、及び条文の整備を行うため、本案を提出する。

一宮市火災予防条例の一部を改正する条例

一宮市火災予防条例(昭和37年一宮市条例第16号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 屋内に設ける変電設備(全出力20キロワット以下のもの及び次条第1項に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のもの</u>にあつては、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3～(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 急速充電設備(電気を設備内部で変圧して、電気自動車等(電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。)にコネクタ(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。)を用いて充電する設備(全出力20キロワット以下のものを除く。)をいい、分離型のもの(変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト(コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。)により構成されるものをいう。以下同じ。)にあつては、充電ポストを含む。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) _____ <u>雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) 略</p> <p>2 略</p> <p>(蓄電池設備)</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(3)の2 _____ _____ <u>建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</u></p> <p>(3)の3～(10) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>その筐体は、雨水等の浸入防止の措置を講ずること。</u></p> <p>(5)～(19) 略</p> <p>2 略</p> <p>(蓄電池設備)</p>

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあっては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 略

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の侵入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめその旨を消防長に届け出なければならない。

(1)～(12) 略

(13) 蓄電池設備

(14)・(15) 略

第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 略

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第1条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 略

(1)～(12) 略

(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14)・(15) 略

別表第3(第3条、第18条関係) 【別記 参照】 備考 (1)～(3) 略	別表第3(第3条、第18条関係) 【別記 参照】 備考 (1)～(3) 略
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

種類				離隔距離(cm)					備考	
				入力	上方	側方	前方	後方		
略										
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距 離を示 す。
				んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ						
			据置型レ ンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注		
	不燃	開放式	組込型こ	14kW以下	80	0	—	0		
			んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付 こんろ、 キャビネ ット型こ んろ・グ リル付こ んろ・グ リドル付							

			こんろ					
			据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
略								
略								

改正案

種類				離隔距離(cm)					備考			
				入力	上方	側方	前方	後方				
略												
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こ	14kW以下	100	15	15	15	注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距 離を示 す。		
				んろ・グ							注	注
				リル付こ								
				んろ・グ								
				リドル付								
				こんろ、								
				キャビネ								
				ット型こ								
				んろ・グ								
				リル付こ								
んろ・グ												
リドル付												
こんろ												
			据置型レ	21kW以下	100	15	15	15				
			ンジ			注		注				
	不燃	開放式	組込型こ	14kW以下	80	0	—	0				
んろ・グ												
リル付こ												
んろ・グ												
リドル付												
こんろ、												
キャビネ												
ット型こ												
んろ・グ												
リル付こ												
んろ・グ												
リドル付												
こんろ												
			据置型レ	21kW以下	80	0	—	0				

			レンジ					
固 体 燃 料	不 燃 以 外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き 器	—	100	50	50	50
		木炭を燃料とするもの	炭火焼き 器	—	80	30	—	30
略								

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の一宮市火災予防条例(以下「新条例」という。)第13条第1項に規定する蓄電池設備(付則第4項に掲げるものを除く。)(以下この項において「燃料電池発電設備等」という。)又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2(新条例第8条の3第1項及び第3項、第11条第3項、第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に適合しないものについては、新条例第11条第1項第3号の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備(次項に掲げるものを除く。)のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されるもので、同条の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

市道J920号線橋梁新設(上部)工事の請負契約の締結について

次のとおり市道J920号線橋梁新設(上部)工事の請負契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 工 事 名 称 市道J920号線橋梁新設(上部)工事
- 2 工 事 場 所 一宮市丹陽町外崎地内
- 3 工 事 概 要 橋梁上部工一式
- 4 契 約 方 法 一般競争入札
- 5 契 約 金 額 222,200,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 一宮市せんい1丁目2番19号
株式会社イチテック

水槽付消防ポンプ自動車の売買契約の締結について

次のとおり消防署において使用する水槽付消防ポンプ自動車の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

一宮市長 中野正康

- 1 物 品 名 水槽付消防ポンプ自動車
- 2 台 数 1台
- 3 契 約 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 49,489,000円
- 5 契約の相手方 名古屋市東区矢田南一丁目2番8号
株式会社モリタ 名古屋支店

電子黒板の売買契約の締結について

次のとおり一宮市立小中学校において使用する電子黒板の売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

一宮市長 中野正康

- 1 物 品 名 電子黒板
- 2 数 量 678台
- 3 契 約 方 法 指名競争入札
- 4 契 約 金 額 149,905,800円
- 5 契約の相手方 一宮市富士2丁目2番22号
株式会社ベガシステムズ

インターホンシステムの売買契約の締結について

次のとおり一宮市立小中学校において使用するインターホンシステムの売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求めらる。

令和5年8月31日提出

一宮市長 中 野 正 康

- 1 物 品 名 インターホンシステム
- 2 数 量 (1) モバイルIPフォン 686台
(2) IP固定電話機 59台
(3) VoIPルーター 59台
(4) 設定 一式
- 3 契 約 方 法 指名競争入札
- 4 契 約 金 額 69,850,000円
- 5 契約の相手方 名古屋市千種区内山二丁目6番22号
株式会社フューチャーイン

議案第69号

IP対応デジタルコードレスシステム用基地局及びIP-BS用ローカル給電アダプタの
売買契約の締結について

次のとおり一宮市立小中学校等において使用するIP対応デジタルコードレスシステム用
基地局及びIP-BS用ローカル給電アダプタの売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付
すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定
に基づき、議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

一宮市長 中野正康

- 1 物 品 名 IP対応デジタルコードレスシステム用基地局及びIP-BS用ローカル給
電アダプタ
- 2 数 量 (1) IP対応デジタルコードレスシステム用基地局 269台
(2) IP-BS用ローカル給電アダプタ 269台
- 3 契 約 方 法 指名競争入札
- 4 契 約 金 額 31,957,200円
- 5 契約の相手方 一宮市今伊勢町馬寄字志水35番地3
株式会社村橋電機

インターホンシステムの売買契約の締結について

次のとおり一宮市立保育園において使用するインターホンシステムの売買契約の締結をしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年一宮市条例第4号)第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

一宮市長 中野正康


- 1 物 品 名 インターホンシステム
- 2 数 量 (1) モバイルIPフォン 450台
(2) VoIPルーター 53台
- 3 契 約 方 法 指名競争入札
- 4 契 約 金 額 34,313,400円
- 5 契約の相手方 名古屋市千種区内山二丁目6番22号
株式会社フューチャーイン

市道路線の認定について

市道の路線を次のとおり認定したいので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年8月31日提出

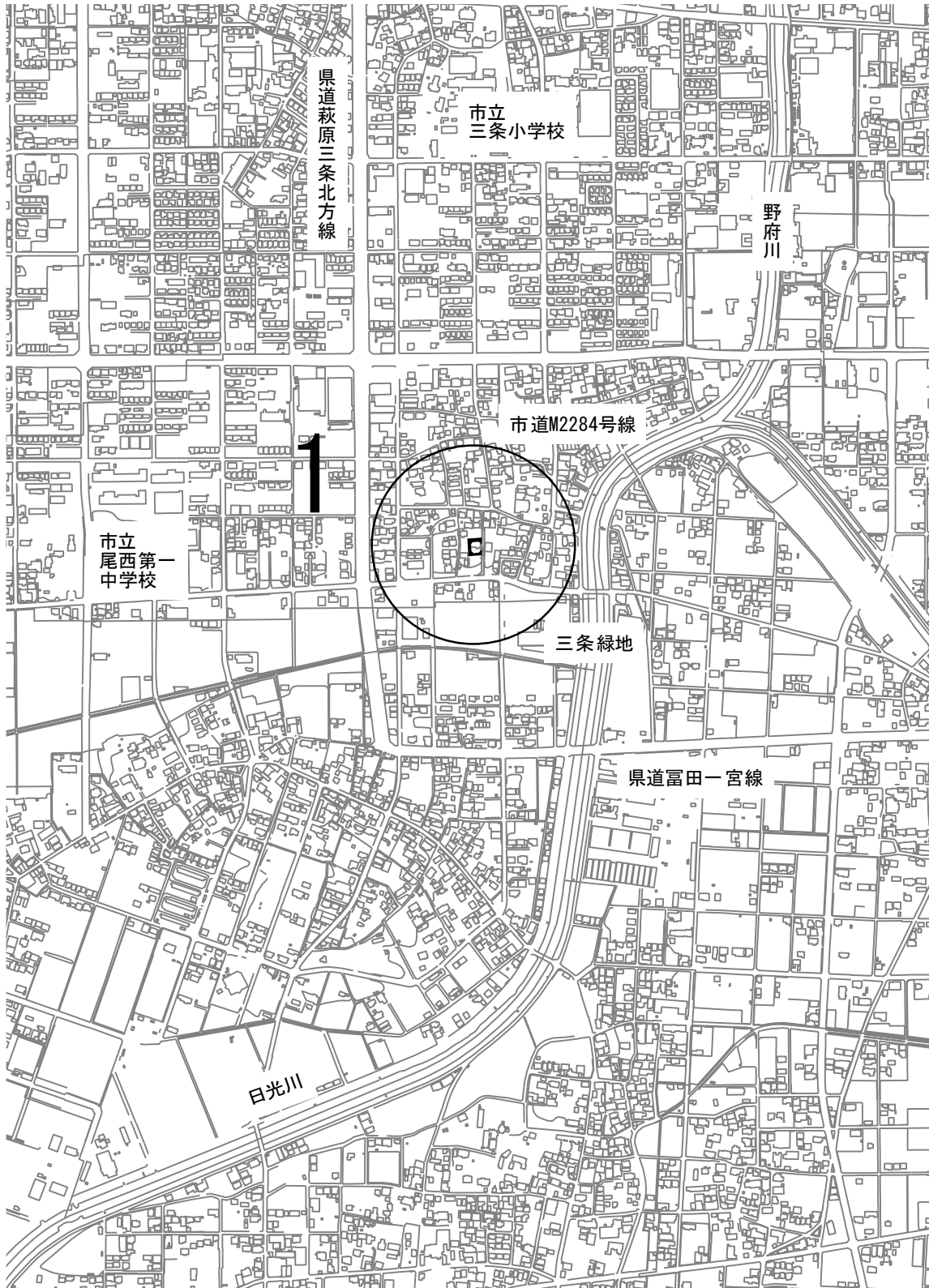
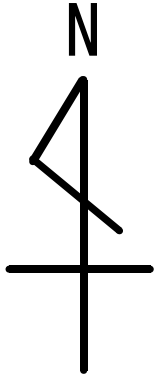
一宮市長 中野正康

凡	例
1	路線認定整理番号
	路線認定部分
○	路線認定起点
△	路線認定終点

路線認定

案内図

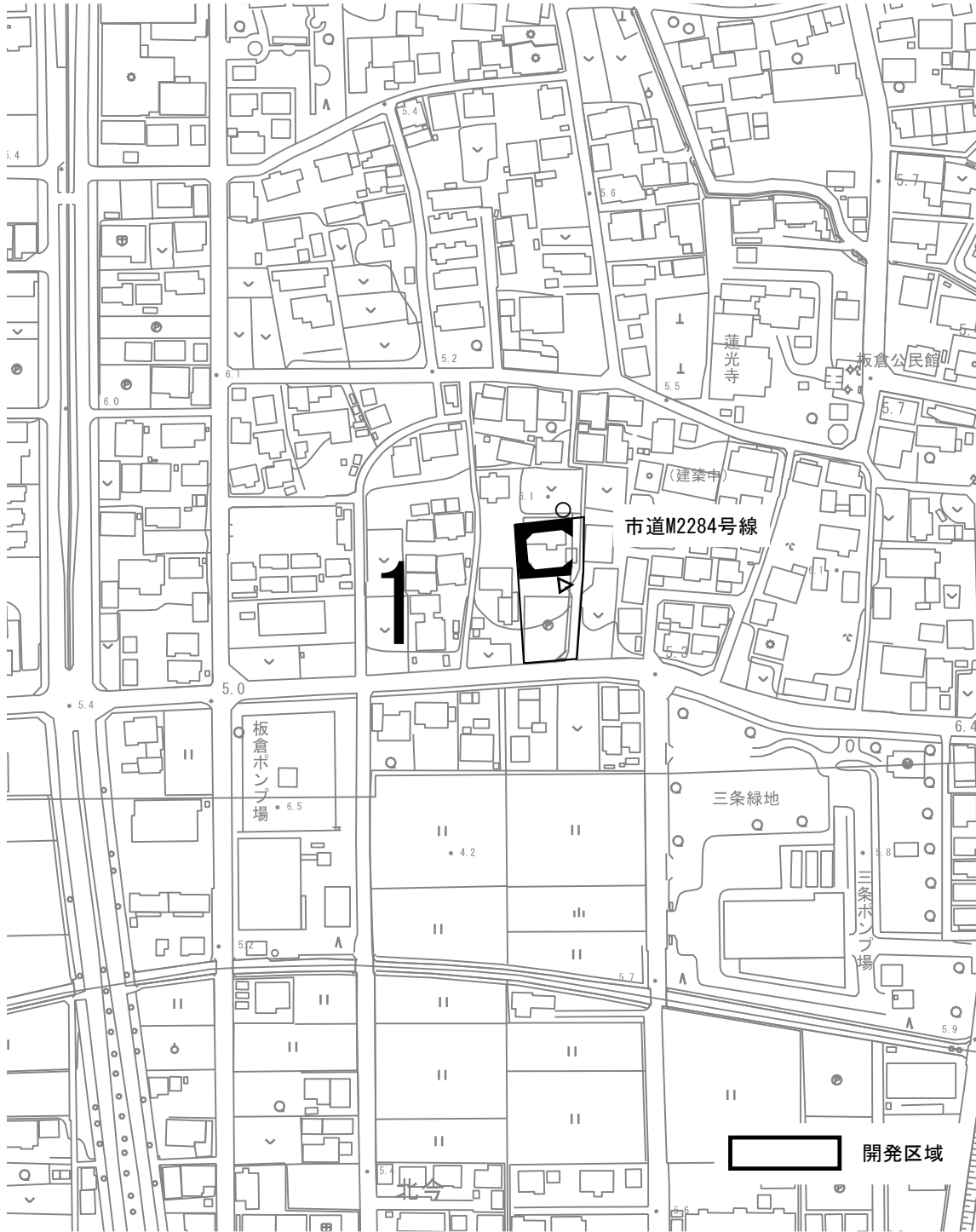
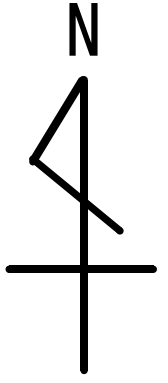
S=1 / 10,000



路線認定

位置図

S=1 / 2, 500

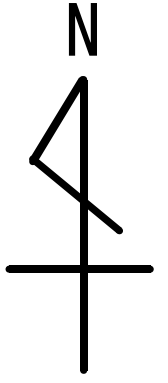


整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
1	市道M2284号線	57.27	4.0	8.4 (終点)

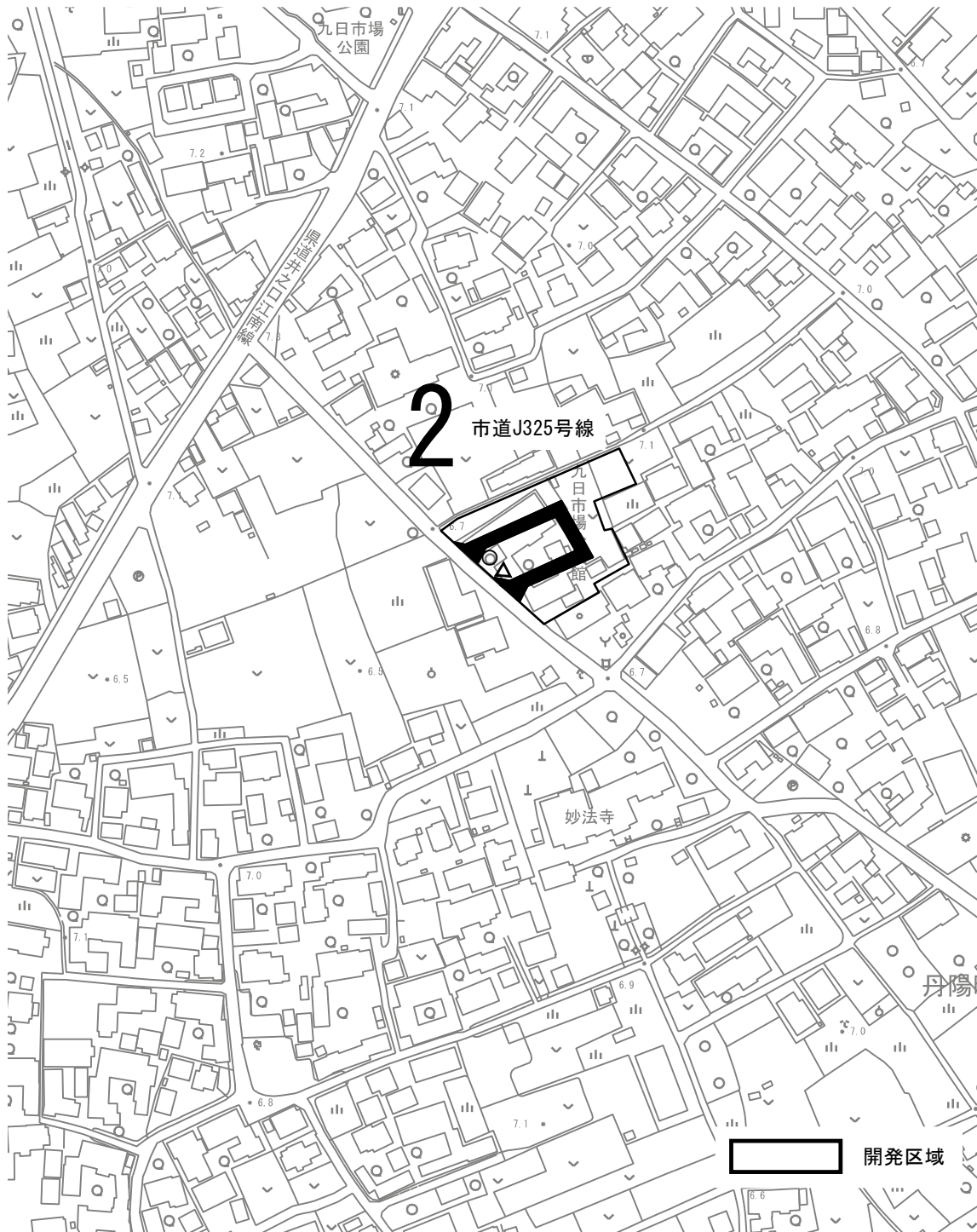
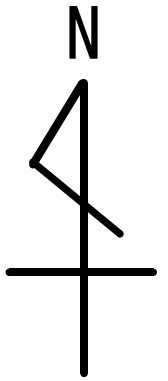
路線認定

案内図

S=1 / 10,000



路線認定
位置図
S=1/2,500

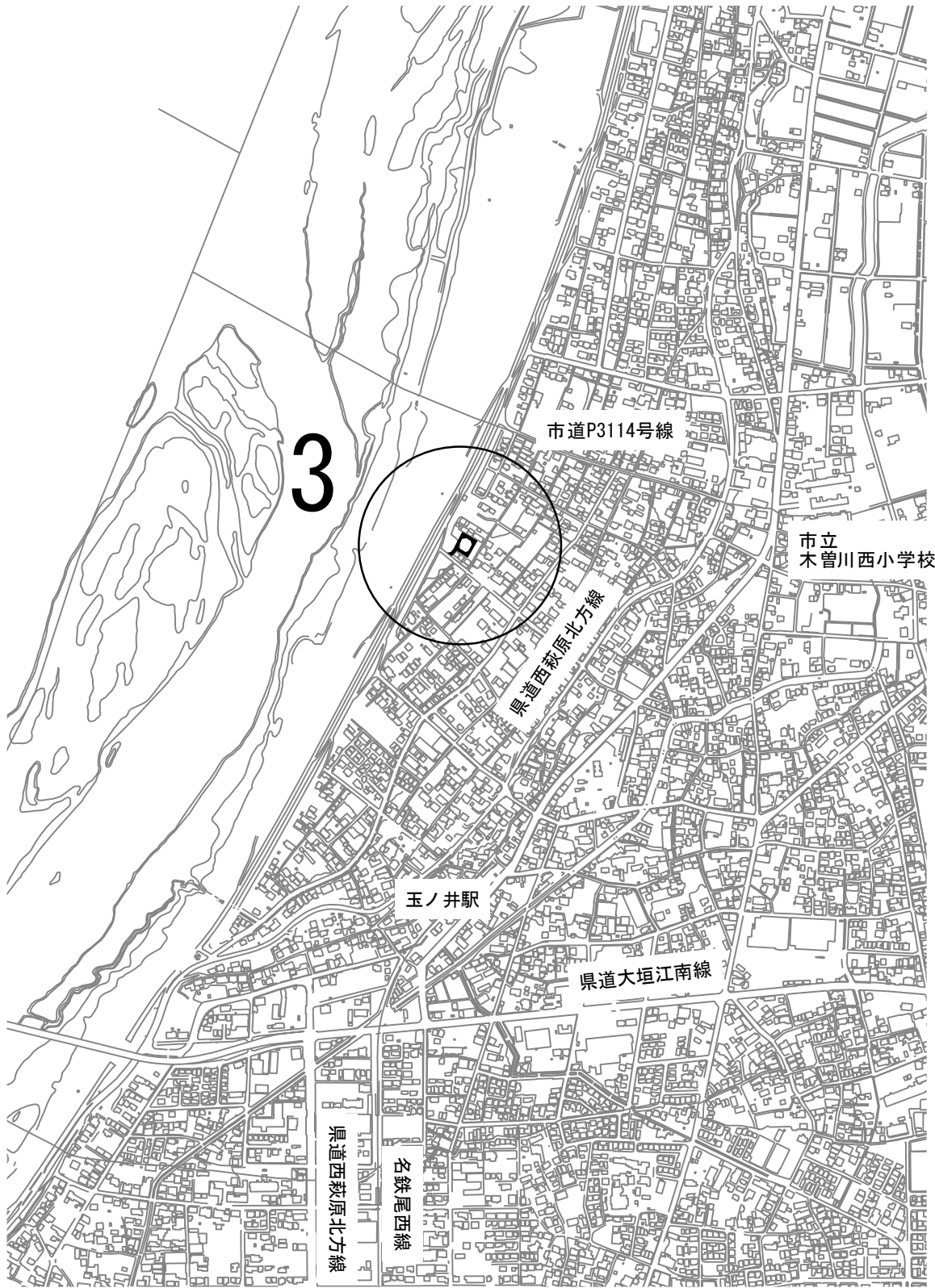
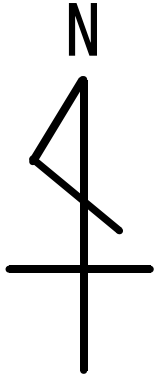


整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
2	市道J325号線	86.15	4.5	9.9 (終点)

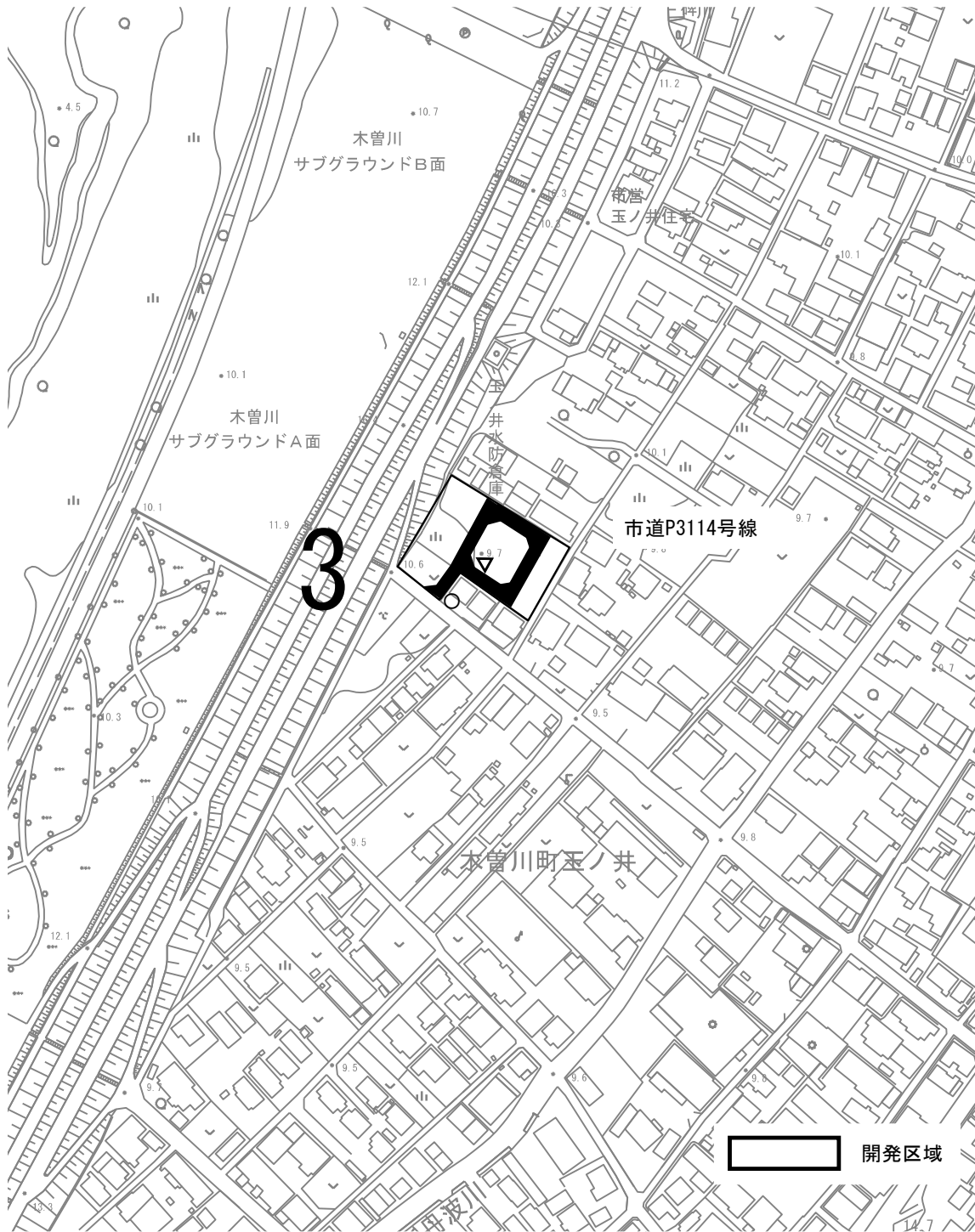
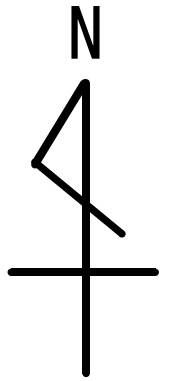
路線認定

案内図

S=1 / 10,000



路線認定
位置図
S=1/2,500



整理番号	路線名	延長(m)	幅員(m)	隅切部幅員(m)
3	市道P3114号線	111.28	4.5	8.2 (起点)

認定第1号

令和4年度愛知県一宮市水道事業会計決算の認定について

令和4年度愛知県一宮市水道事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和5年8月31日提出

一宮市長 中 野 正 康

認定第2号

令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計決算の認定について

令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和5年8月31日提出

一宮市長 中野正康

認定第3号

令和4年度愛知県一宮市病院事業会計決算の認定について

令和4年度愛知県一宮市病院事業会計決算を地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定に基づき、議会の認定に付す。

令和5年8月31日提出

一宮市長 中 野 正 康

専決処分の報告について

市長の専決処分事項の指定について(昭和62年3月23日議決)第1項並びに第2項第1号及び第3号の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第2項の規定に基づき報告する。

令和5年8月31日提出

一宮市長 中野正康

市長の専決処分事項の指定について(昭和 62 年 3 月 23 日議決)

1 第 1 項関係(和解)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの	所属
令和 5. 6. 26	令和 5. 6. 5	交通事故	なし	維持課

2 第 2 項第 1 号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所属
				うち損害賠償額	
令和 5. 6. 9	令和 5. 5. 12	交通事故	133,584円	56,100円	健康支援課

3 第 2 項第 3 号関係(和解及び損害賠償の額の決定)

専決処分 年月日	発生年月日	原因	市が負担すべきもの		所属
				うち損害賠償額	
令和 5. 7. 14	令和 5. 5. 19	車両損傷事故	39,409円	39,409円	維持課
令和 5. 7. 14	令和 5. 6. 2	車両損傷事故	48,593円	48,593円	維持課

報告第15号

令和4年度愛知県一宮市水道事業会計継続費の精算報告について

令和4年度愛知県一宮市水道事業会計継続費の精算については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定に基づき報告する。

令和5年8月31日提出

一宮市長 中 野 正 康

令和4年度愛知県一宮市水道事業会計継続費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全体計画			実績			比較		
				年割額	左の財源内訳		支払義務発生額	左の財源内訳		年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳	
					企業債	一般財源		企業債	一般財源		企業債	一般財源
1 資本的支出	1 建設改良費	佐千原浄水場 第2ポンプ棟 電気設備設置工事	2	356,400,000	355,000,000	1,400,000	356,400,000	355,000,000	1,400,000	0	0	0
			3	447,900,000	443,000,000	4,900,000	447,900,000	441,000,000	6,900,000	0	2,000,000	△ 2,000,000
			4	9,460,000	5,000,000	4,460,000	7,412,000	2,000,000	5,412,000	2,048,000	3,000,000	△ 952,000
			計	813,760,000	803,000,000	10,760,000	811,712,000	798,000,000	13,712,000	2,048,000	5,000,000	△ 2,952,000
		佐千原浄水場 管内配管工事	2	42,570,000	42,000,000	570,000	42,570,000	42,000,000	570,000	0	0	0
			3	317,460,000	313,000,000	4,460,000	317,460,000	313,000,000	4,460,000	0	0	0
			4	544,187,000	496,000,000	48,187,000	495,037,400	471,000,000	24,037,400	49,149,600	25,000,000	24,149,600
			計	904,217,000	851,000,000	53,217,000	855,067,400	826,000,000	29,067,400	49,149,600	25,000,000	24,149,600

報告第16号

令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費の精算報告について

令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費の精算については、別紙のとおりであるので、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定に基づき報告する。

令和5年8月31日提出

一宮市長 中 野 正 康

令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計継続費精算報告書

(単位 円)

款	項	事業名	年度	全体計画			実績			比較		
				年割額	左の財源内訳		支払義務発生額	左の財源内訳		年割額と支払義務発生額の差	左の財源内訳	
					企業債	一般財源		企業債	一般財源		企業債	一般財源
1 一般区域 公共下水道 資本的支出	1 建設改良費	東部浄化センター No.1脱水機更新工事	3	91,427,000	91,427,000	—	91,426,500	91,426,500	0	500	500	0
			4	100,000,000	92,000,000	8,000,000	91,426,500	84,112,380	7,314,120	8,573,500	7,887,620	685,880
			計	191,427,000	183,427,000	8,000,000	182,853,000	175,538,880	7,314,120	8,574,000	7,888,120	685,880

令和4年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和4年度愛知県一宮市水道事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和5年8月31日提出

一宮市長 中野正康

比率名	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。

令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和4年度愛知県一宮市下水道事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和5年8月31日提出

一宮市長 中野正康

比率名	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。

令和4年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率の報告について

令和4年度愛知県一宮市病院事業会計決算に係る資金不足比率については、次のとおりであるので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和5年8月31日提出

一宮市長 中野正康

比率名	令和4年度	経営健全化基準
資金不足比率	(%) —	(%) 20.0

備考 資金不足比率は、資金の不足額が生じていないため、「—」表示とする。

報告第20号

いちのみや未来エネルギー株式会社の経営状況の報告について

いちのみや未来エネルギー株式会社の令和4年度事業概要及び事業会計決算の状況を地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告する。

令和5年8月31日提出

一宮市長 中野正康

第1期事業報告

〔 自 2023年 1月 18日
至 2023年 4月 30日 〕

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社は、一宮市環境センター等で発電された電気を地域内で消費することによるエネルギーの地産地消を推進するとともに、事業利益を活用した再生可能エネルギーの普及拡大などを推進し、一宮市の「脱炭素化のシンボル」となることを目指し、一宮市、アーバンエナジー株式会社、東邦ガス株式会社および株式会社愛知銀行の出資により、2023年1月18日に設立されました。

当期については、2023年7月からの電力供給開始に向け、経済産業省に対して小売電気事業者に係る申請を行い、2023年4月28日に登録されました。

当期は、電気の供給を開始していないことから、売上高、売上原価ともに0円となりました。一方、費用面においては、小売電気事業開始に向けた会社運営費等が先行して支出されたことにより、経常損失は△1,491千円、当期純損失は△1,569千円となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、設立にあたって、一宮市、アーバンエナジー株式会社、東邦ガス株式会社および株式会社愛知銀行から計100,000千円の出資を受け、100株の新株（払込金額1株につき1,000千円）を発行しました。

(4) 対処すべき課題

当社は、安定的に事業利益を計上し、寄付および利益活用事業による地域活性化につなげられるよう、電源調達環境や電気事業制度などの様々な変化に対して適切に対応し、事業基盤を確立するとともに、効率的な事業

運営に努めます。また、業務遂行にあたっては、コンプライアンスを徹底します。

(5) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 1 期 2023年4月期
売 上 高	-
経 常 損 失	△1,491
当期純損失	△1,569
一株当たり 当期純損失	△15,694円45銭
総 資 産	98,508
純 資 産	98,430

(6) 主要な事業内容

- ①小売電気事業
- ②発電事業
- ③前各号に附帯又は関連する一切の事業

(7) 主要な事業所

名 称	所 在 地
本 社	愛知県一宮市

(8) 従業員の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先

該当事項はありません。

2 当社の発行株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,000株

(2)発行済株式の総数 100株

(3)株主数 4名

(4)株主

株主名	持株数	持株比率
一宮市	51株	51.0%
東邦ガス株式会社	34株	34.0%
アーバンエナジー株式会社	10株	10.0%
株式会社愛知銀行	5株	5.0%

3 当社役員に関する事項（2023年4月30日現在）

取締役および監査役の状況

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
佐藤 秀作	代表取締役	東邦ガス株式会社 地域営業統括
岸 哲宜	取締役	一宮市 環境部長
妹尾 大介	取締役	アーバンエナジー株式会社 プロジェクト部長
中嶋 仁志	監査役	株式会社愛知銀行 一宮支店長

以上

事業報告に係る附属明細書

- 1 事業報告の内容を補足する重要事項
特記事項なし

以 上

貸借対照表

令和 5年 4月30日 現在

いちのみや未来エネルギー株式会社

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	98,508,655	【流動負債】	78,100
現金及び預金	98,508,655	未払法人税等	78,100
		負債の部合計	78,100
		純 資 産 の 部	
		【株主資本】	98,430,555
		資 本 金	100,000,000
		利 益 剰 余 金	-1,569,445
		その他利益剰余金	-1,569,445
		繰越利益剰余金	-1,569,445
		純資産の部合計	98,430,555
資産の部合計	98,508,655	負債及び純資産合計	98,508,655

損 益 計 算 書

自 令和 5年 1月18日
至 令和 5年 4月30日

いちのみや未来エネルギー株式会社

(単位： 円)

科 目	金 額	
売 上 総 利 益 金 額		0
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		1,491,345
営 業 損 失 金 額		1,491,345
経 常 損 失 金 額		1,491,345
税引前当期純損失金額		1,491,345
法 人 税 等		78,100
当 期 純 損 失 金 額		1,569,445

販売費及び一般管理費内訳書

自 令和 5年 1月18日
至 令和 5年 4月30日

いちのみや未来エネルギー株式会社

(単位： 円)

科 目	金 額	
広 告 宣 伝 費	459,000	
消 耗 品 費	23,873	
諸 会 費	16,500	
支 払 手 数 料	1,150	
租 税 公 課	825,822	
支 払 報 酬 料	165,000	
販売費及び一般管理費合計		1,491,345

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

自 令和 5年 1月18日
至 令和 5年 4月30日

いちのみや未来エネルギー株式会社

(単位： 円)

【株主資本】

資 本 金	当期首残高		0
	当期変動額	新株の発行	100,000,000
	当期末残高		100,000,000
利 益 剰 余 金			
そ の 他 利 益 剰 余 金			
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高		0
	当期変動額	当期純利益金額	-1,569,445
	当期末残高		-1,569,445
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高		0
	当期変動額		-1,569,445
	当期末残高		-1,569,445
株 主 資 本 合 計	当期首残高		0
	当期変動額		98,430,555
	当期末残高		98,430,555
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高		0
	当期変動額		98,430,555
	当期末残高		98,430,555

注 記 表

いちのみや未来エネルギー株式会社

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 消費税等の会計処理は、税抜き方式によっている。

2 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行株式の数 100株

(2) 配当に関する事項 無配により、該当事項はありません。

監査報告書

2023年1月18日から2023年4月30日までの第1期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2023年 6 月 26日

いちのみや未来エネルギー株式会社

監査役 中嶋 仁志

